



法人である会社にも市民税が課税されるのはなぜですか。



越谷市では、道路・公園などの整備や消防、ごみの収集などの業務をはじめ、市民の皆さんの福祉の向上のためにさまざまな仕事をしています。

市民税は、これらの仕事に要する費用の一部をそれぞれの負担能力に応じて分担し合うという性格の税金であり、市民として暮らしていくうえでいわば会費のようなものといえます。

そこで、越谷市で行うこれらのさまざまな仕事による受益、すなわち各種行政サービスによる受益は、個人のみならず法人についても同様であると考えられることから、法人に対しても市民税が課税されることとなります。

法人市民税は、法人の規模などに応じた均等割と法人税額を基礎とした法人税割により、課税されることとなります。

申告と納税については、事業年度終了後などの一定期間内に税額を申告するとともに、その税額を納める申告納付制度になっています。

なお、税率などは、次のとおりです。

■法人税割の税率

資本金等の額	法人税額または 個別帰属法人税額	平成26年9月30日以前に 開始する事業年度分	平成26年10月1日から 令和元年9月30日までに 開始する事業年度分	令和元年10月1日以後に 開始する事業年度分
1億円超	-	14.7 / 100	12.1 / 100	8.4 / 100
1億円以下	年額500万円超			
		年額500万円以下	12.9 / 100	10.3 / 100

※ 平成27年4月1日以後に開始する事業年度分については、資本金等の額が「資本金+資本準備金の合計額」を下回る場合、「資本金+資本準備金の合計額」が税率区分の基準となります。

■申告と納税

区 分	申告期限と納付税額
確定申告	事業年度終了の日の翌日から原則として2カ月以内、申告納付額は均等割額と法人税割額との合計額 なお、中間（予定）申告を行った税額がある場合にはその税額を差し引きます。
中間(予定)申告	事業年度開始の日以後6カ月を経過した日から2カ月以内、申告納付額は次の（ア）または（イ）の額です。 （ア）予定申告：均等割額（年額）の1/2と前事業年度の法人税割額に6を乗じて得た金額を前事業年度の月数で除して得た金額との合計額 （イ）中間申告：均等割額（年額）の1/2とその事業年度開始の日以後6カ月の期間を1事業年度とみなして算出した法人税額をもとにして計算した法人税割額との合計額

■法人市民税を納めていただく方

納 税 義 務 者	納めるべき税額	
	均等割	法人税割
①市内に事務所や事業所がある法人	○	○
②市内に寮・保養所などがある法人で、市内に事務所や事業所がないもの	○	
③市内に事務所や事業所などがある公益法人等	○	
④法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人で市内に事務所または事業所を有する方		○

※ ①には、③に掲げる公益法人等または法人でない社団等で収益事業を行うものを含まず。

■均等割の税率

法人の規模に対してかかる税金で、地方団体が行う行政サービスとの応益関係に着目して、それに要する経費の一部の負担を求めるものです。資本金等の額や従業者数によって年間の税率が定められています。なお、所在期間が1年間に満たない場合は、月割で税額を算出します。

法人等の区分	法人市民税		法人県民税
	市内の従業者数		
	50人以下	50人超	—
公共法人、公益法人等（均等割を課することができないもの以外のもの）、一般社団法人及び一般財団法人、収益事業を営む人格のない社団等、他	5万円		2万円
資本金等の額を有する法人で、資本金等の額が1千万円以下の法人	5万円	12万円	2万円
資本金等の額を有する法人で、資本金等の額が1千万円を超え1億円以下の法人	13万円	15万円	5万円
資本金等の額を有する法人で、資本金等の額が1億円を超え10億円以下の法人	16万円	40万円	13万円
資本金等の額を有する法人で、資本金等の額が10億円を超え50億円以下の法人	41万円	175万円	54万円
資本金等の額を有する法人で、資本金等の額が50億円を超える法人	41万円	300万円	80万円

※ 従業者数の合計数…市内に有する事務所・事業所・寮などの従業者数の合計数

※ 均等割の税額＝税率 × 事務所・事業所・寮などを有していた月数 ÷ 12カ月

※ 平成27年4月1日以後に開始する事業年度分については、資本金等の額が「資本金＋資本準備金の合計額」を下回る場合、「資本金＋資本準備金の合計額」が税率区分の基準となります。



令和5年度の税制改正で、地方税法等については、どのような改正がありましたか？



令和5年度の税制改正による、地方税法等の主な改正点は、次のとおりです。

<軽自動車税>

種別割におけるグリーン化特例軽課制度の適用期限延長

新規取得の3輪以上の軽自動車のうち環境負荷の小さいものに係る税率に軽課税率を適用するグリーン化特例について、その適用期限を2年または3年延長し、令和5年度以後に新規に取得する一定の車両についても、取得年度の次年度の税率に軽課税率を適用します。

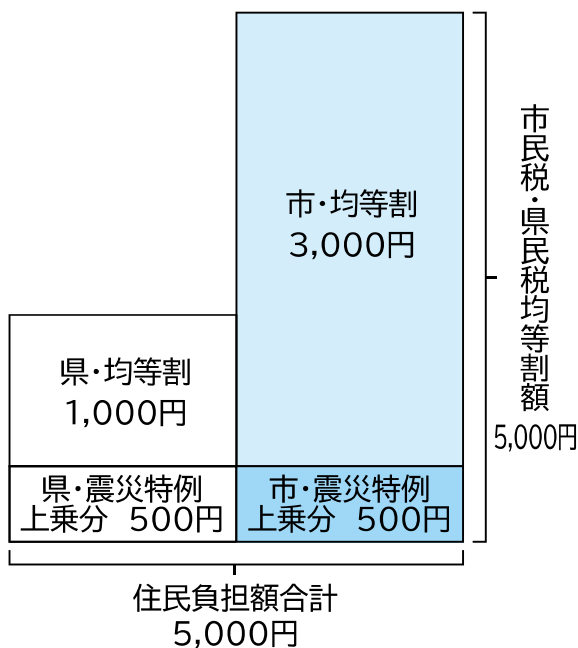
(参考) 令和6年度から適用されるもの

森林環境税(国税)の導入

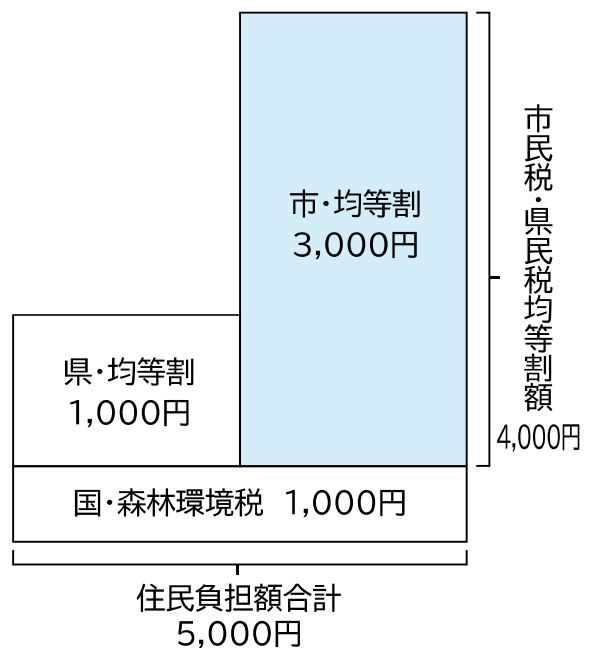
パリ協定の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税が創設されます。

森林環境税とは、国内に住所のある個人に対して令和6年度から課される国税ですが、市区町村において、市民税・県民税の均等割と併せて1人当たり年額1,000円が徴収されます。その税収の全額が、国によって森林環境譲与税として都道府県・市区町村へ私有林人工林面積、林業就業者数及び人口による客観的な基準で按分して譲与されます。

平成26年度課税分から
令和5年度課税分まで



令和6年度以降課税分



※所得割が課税となる方については、上記の住民負担額に所得割額が加算されます。